

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故等番号 | 2012広第223号 |
| 事故等種類 | 衝突（岸壁） |
| 発生日時 | 平成24年11月8日 08時00分ごろ |
| 発生場所 | 愛媛県松山市北条港 北条港灯台から真方位350° 90m付近 （概位 北緯33° 58.6′ 東経132° 46.2′） |
| 事故等調査の経過 | 平成24年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 砂利採取運搬船 第五住吉丸、494トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 132481、株式会社正星 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、五級海技士（航海） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 本船 左舷船首部外板に凹損 岸壁 なし |
| 事故等の経過 | 本船は、船長ほか4人が乗り組み、土砂約1,000m ³ を積載し、船長が単独の船橋当直に就き、船首約4.4m、船尾約5.2mの喫水で北条港の岸壁に着岸作業中、潮流に圧流され、平成24年11月8日08時00分ごろ左舷船首部が岸壁に衝突した。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約132cm |
| その他の事項 | 船長は、ふだん、着岸時に船尾錨を使用しており、本事故当時、重量約0.6tの船尾錨を投下して錨索を伸出し、その後、重量約1.5tの右舷錨を投下して着岸作業を行っていた。 |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |
| 船体・機関等の関与 | なし |
| 気象・海象の関与 | あり |
| 判明した事項の解析 | 本船は、北条港の岸壁に着岸作業中、潮流に圧流されたことから、岸壁に衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、北条港の岸壁に着岸作業中、潮流に圧流されたため、岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業を行う際、潮流の影響を考慮した操船を行うこと。 |